

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和7年10月8日

東北運輸局

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（15営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
青森	相馬	1両×113日	山形	村山大久保	1両×126日
青森	白糠	1両×115日	秋田	十文字	3両×33日 1両×34日
岩手	衣川	1両×146日	秋田	大久保	1両×127日
岩手	上有住	1両×127日	宮城	登米	1両×126日
岩手	伊保内	1両×65日 1両×66日	宮城	川渡	1両×134日
岩手	薄衣	1両×103日	福島	岩瀬湯本	1両×119日
山形	朝日	1両×114日	福島	中島	1両×99日
山形	温海	1両×130日			

3. 処分日

令和7年10月8日（水）

【問合せ先】

東北運輸局自動車交通部自動車監査官 担当：藤田、佐賀

TEL：022-791-7532